

施設等利用給付のご案内

(認可外施設等の利用料の無償化～市立幼稚園をご利用の保護者様用～)

姫路市立幼稚園では、預かり保育が実施されていないため、「保育の必要性の認定」を受けている場合、認可外保育施設等の利用料が無償化の対象となります。(この無償化を「施設等利用給付」といいます。)

1. 対象者

保育を必要とする事由(裏面記載)に該当し、市から「保育の必要性の認定」を受けている。

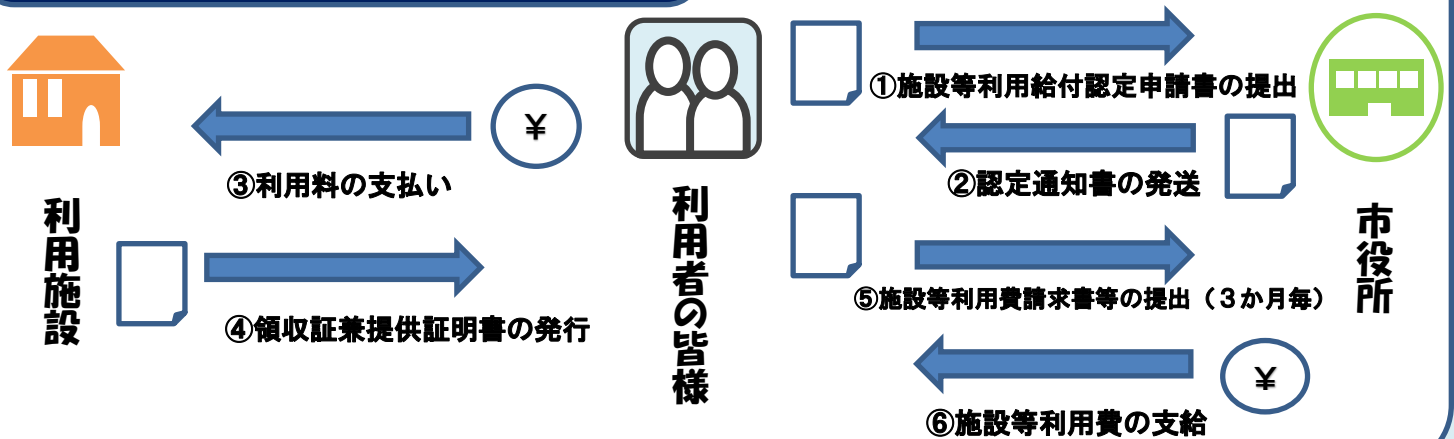
2. 対象となる施設・事業

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業が対象無償化の対象となる施設は、都道府県等に届出を行い、施設所在市町村の確認を受けている必要があります。姫路市内の対象施設については、姫路市ホームページ「幼児教育・保育の無償化の対象となる施設について」に掲載しています。

3. 支給上限額

月額 1万 1,300 円

4. 手続きの流れ(概要)



5. 給付の手続き

- 施設等利用給付は償還払い(一旦支払った費用が、後から返金される仕組み)となります。利用料については通常通り施設にお支払いください。
- 「施設等利用費請求書(償還払い用)」(※預かり保育事業区分)には、利用施設から発行される「領収書兼提供証明書」を添付してください。
- 給付は年4回です。スケジュールは下表のとおりです。

受付日	4月20日まで	7月20日まで	10月20日まで	1月20日まで
支払日	6月上旬頃	9月上旬頃	12月上旬頃	3月上旬頃

⇒裏面もご覧ください

施設等利用給付認定申請に必要なもの

・次の書類をこども保育課に提出（郵送不可）

- ① 施設等利用給付認定申請書
- ② 父母、お2人共の保育を必要とする事由に応じた下記の添付書類（3か月以上前に作成された書類は無効）
- ③ ひとり親世帯の方は、住民票の写し（世帯全員、本籍地、続柄記載のもの）

※世帯状況や課税状況を確認するため上記以外の書類が必要な場合があります。

※認定開始日は認定申請日（こども保育課受付日）より前に遡及できませんのでご注意ください。

※施設等利用給付認定には現況確認があります。認定を受けられている方については、毎年8月に現況届を送付予定です。再度必要書類を添付のうえ、こども保育課まで提出をお願いします。

保育を必要とする事由に応じた添付書類（①②はいずれも必要です。）

保育を必要とする事由		必要な証明書類等
就労 (月48時間以上)	雇用されている方 (就労内定含む)	①就労証明書*
	自営業、農業、内職の方 (手伝い含む)	①就労証明書* ②地区の民生委員・児童委員の証明 ※自営業で法人の場合、税務署への開業届又は確定申告書B（第一表及び第二表）の写しを添付いただく場合②は不要 ※手伝いの方で配偶者の確定申告書Bで専従者の名前がわかる場合②は不要
妊娠・出産		母子健康手帳の「氏名・交付番号」及び「出産（予定）日」記載面の写し ※認定期間は出産予定月の前後2か月以内に限る
保護者の疾病・障害など		診断書・意見書* ただし、身体障害者手帳（1～3級）、療育手帳（A、B1）精神障害者福祉手帳（1、2級）の交付を受けている場合はその手帳の写しでも可
病人の看護など		①看護等確認書*（民生委員の証明が必要です） ②診断書・意見書*（被看護者が一定基準以上の障害者手帳又は要介護認定をお持ちの場合はその写しでも可）
家庭の災害		消防署の罹災証明又は地区の民生委員の確認書
求職活動		就労予定申立書（兼 退所届）* ※ハローワークの「求職受付票」や「雇用保険受給資格者証」の交付を受けている場合はその写し ※認定期間は認定月から3か月です。
技能習得中・学生		①職業訓練学校・大学などの在学証明書 ②在学期間・時間などが記載されたもの（カリキュラム表など）

*印が付いたものについては所定の様式があります。市役所（こども保育課）に取りに来ていただくか、ホームページからダウンロードしてください。

申請に関する各種様式

「施設等利用給付認定申請書」、「施設等利用費請求書」等の様式は市役所こども保育課窓口で配布します。また、姫路市のホームページ内からダウンロードすることもできます。

詳しい内容や申請様式についてはこちらのページをご確認ください。

姫路市役所こども保育課 「幼児教育・保育の無償化について」 ⇒

姫路市 無償化

検索

